

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年10月8日（木）17:54～18:12

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

赤松 俊彦 総務省選挙課課長

田村 一郎 総務省選挙課理事官

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 「ふるさと選挙」制度の提案について

3 閉会

○藤原次長 大分時間が押してしまったのですが、続きまして事業者から提案がございました「ふるさと選挙」制度につきまして、総務省からの見解を頂戴いただくということになります。

それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところお越しくささいまして、ありがとうございます。

早速御説明をお願いいたします。

私は15分ぐらいに出なければいけないので、もしそれより長引いたら原委員に続けていただきます。

○赤松課長 総務省の選挙課でございます。よろしく申し上げます。

きょう特段の資料は用意してございません。「ふるさと選挙」制度の提案ということにつきまして、私どもの現時点での考えを御説明させていただきます。

当該内容から私ども承知いたしておりますのは、選挙権についてふるさと納税をされた

方を対象にするという制度の御提案と承っておるところでございます。

現在、公職選挙法におきましては地方の選挙については、日本国民で年齢要件を満たし、引き続き3ヶ月以上市町村の区域に住所を有する者しか選挙権がないわけでございますけれども、納税をした者についても選挙権を与えてはどうかという御提案でございます。

この制度を検討する際に留意をしなければいけないという点でございますけれども、まず一番大きな点は、憲法との関係ということになるかと思っております。憲法15条におきましては、公務員の選挙については成年による普通選挙を保障するという規定がございます。当然、公務員という選挙でございますので、地方議会議員も当然15条3項が適用されるわけでございます。

憲法上は普通選挙というようなことについて詳しく定義規定は置いておらないわけでございますけれども、通説等を見ますと、普通選挙と申しますのは、昔行われておりました制限選挙に対峙する概念でございます。制限選挙は何かといいますと、一定の財産でございますとか納税額を選挙の要件にするというのが制限選挙でございます。普通選挙はそれではないということでございます。さらに広い意味からいきますと、狭義におきましては納税額とか財産を選挙権の要件としないものと言うわけでございますけれども、現在ではさらに人種、信条、性別、そういうものも含めて差別的な扱いをしないということが、この普通選挙の概念だとされておるところでございます。

そのような点から申しますと、納税額に基づいて選挙権を与えるということになりますと、まず憲法の普通選挙を保障するというところとの整合性をどう考えるかということが大前提になってくるわけございまして、私どもとしてはなかなかこのところはハードルが高いと申しますか、難しいのかなと思っております。

2点目でございますけれども、立法というレベルで申し上げますと、いわゆる選挙のあり方でありますとか、選挙運動ということにつきましては、民主主義の基本ということで従来より、各党各会派で御議論をいただきまして、それらの議員立法において措置をしておるところが今までのルールになってございます。いわゆる選挙の手続的なものについては閣法なのですけれども、そういうことになってございます。

近年で申しますと選挙権ということで話題になるところでいきますと、18歳選挙権が成立を前国会でしてございますが、これにつきましても当然、国会の中の議論におきまして成案を得たということになってございますので、そこら辺の今までの閣法と議法との仕切りということも考慮に入れられないといけないのかなと考えておるところでございます。御提案ではございますけれども、これを特区という枠組みでいろいろ進めていくというような観点に関しましては、なかなか難しい点があるのではないかと考えてございます。

あと、内容につきましては今回の資料を拝見すると、資料の書き方という点もあるのかもしれないと思っておりますけれども、一見いたしますとふるさと納税について、地方公共団体が返礼という形がかなり過度になっているのではないかとこの視点での理由も挙げられておりますが、返礼としての選挙権ならいいのか。物はだめで選挙権ならいいのかというよ

うな点も整理をしなければいけない。参政権を返礼として渡すことは参政権の性質をどう考えるかということもあろうかと思えますけれども、そこら辺は議論はあるとしても、私どもとしては先ほど申しましたように1点目の憲法との関係と、あとは今まで選挙制度を立案するときの国会との関係ということ踏まえまして、御提案ではございますけれども、なかなか私どものほうで前向きに判断していくのはかなり難しい御提案なのかなと考えているところでございます。

雑駁でございますけれども、以上でございます。

○八田座長 それでは、委員の方から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

○原委員 憲法との関係と、この内容の性格上、国会で、政治の場で議論しないというところが大きなポイントだということだと理解しましたけれども、後段についてはこれまたよく御存じのとおり18歳選挙権の話も10年前から、特に構造改革特区提案でずっと議論がなされて、そう評価されているかどうかかわからないですけれども、特区なんかでの議論もあったということが1つの背景になって、最終的には政治の場での結論に結びついていったということだったのだらうと思います。

国家戦略特区でも初期の一番最初の段階ですけれども、18歳選挙権、これは選挙権と被選挙権も両方ということで当時議論していましたが、そんな議論をさせていただいたこともありましたので、最終的には出口はどうなるかというのは別にして、議論をしていく価値のある提案なのではないかと思っています。

憲法との関係については、普通選挙を保障するという読み方の問題として議論があるであろうことは理解しますのでけれども、ただ、決して納税していない人は選挙権がなくなるということではなく、住んでいる居住地での地方自治体の選挙は十分に保障された上で、さらに追加的な選挙権を得るのであればという議論かと思えますので、これは必ずしも憲法違反という議論にはならないのかなという気もいたしましたが、どうなのでしょうかということですか。

もう一つ、質問として申し上げたいのが、このときの提案はたしか選挙権ということになされていて、この提案は私たちが聞いたときも、私は言ったのですけれども、むしろ被選挙権のほうが議論としてはなじむのではないかということをお願いしたのですが、被選挙権であるとすれば、先ほどの憲法論の問題というのは余りないと考えてもよろしいでしょうか。なぜ被選挙権のほうがよりやりやすいのではないかと申し上げた趣旨は、現状でも首長の被選挙権は居住者でなくても構わないことになっているわけですから、それを広げていくという可能性は十分あるのではないかと。特にふるさと納税をするような地域に対して思い入れを持っている人が被選挙権を持つということは十分あり得る議論ではないかということをお願いしたのですけれども、もしどうお考えになるか。

○八田座長 今のあれですけれども、首長の場合にはその居住者でなくてもいいわけですね。それで議会の人の場合にはその区域の人だけ。そうすると、ふるさと納税と切り離して議員は必ずしもその居住者でないことにしたらまずい理由は何なのでしょう。

○原委員　そういう議論はもちろんあり得ると思っています。それは以前、もし違っていたら訂正してください。たしか市長については被選挙権、居住者でなくてもいいのは優秀な人材を連れてこないといけないからということで、議会については必ずしもそうではない。

○八田座長　議会こそ、それは必要ですね。今の状況を見ていると。

○赤松課長　そこは御議論かと思うのですが、前段の話でいけば選挙制度でございますので、財産を要件にするのは選挙権も被選挙権も一緒です。被選挙権も財産がある人がやるというのを議論しなければいけないので、そこは憲法上ちゃんと整理をしないといけない話なので、選挙権と切り離して被選挙権で、ふるさと納税の話と住所要件を同じレベルで考えるわけにはいきませんので、そこは憲法上の整理はしないといけないと思っています。

あと、プラスアルファでいいのではないかというのは、これはぜひとも憲法論でやっていただければいいですけれども、私は否定的に感じております。なぜかというと、納税額に制限がございませんので、そうすると住んでいる人よりも外の納税した人のほうが大多数の選挙権を持つというような制度があるわけです。それを普通選挙プラスアルファだからいいのではないかという議論は果たしてしてもいいのかと思います。

○本間委員　そこは制度設計の話で、例えば額に応じるということではなくて、一定の額で切れればいい話ですね。

○赤松課長　なるほど。ただ、そこはそもそも論として普通選挙の議論をちゃんとやっておく。普通選挙を保障すると言っておるわけですから。

○本間委員　それは技術論みたいな話になってくるのですけれども。

○赤松課長　技術論ではなしに、普通選挙の保障は技術論ではないと思います。

○本間委員　普通選挙は確保して、なおかつ選択肢のある普通選挙を考える。

○赤松課長　そこは憲法15条3項の議論で、選択肢としての普通選挙を保障しているという解釈にしていのかどうかはよく議論しないといけないと思っています。

○原委員　いや、そうではなくて最低限の普通選挙はもちろん保障されていて。

○赤松課長　済みません、最低限の普通選挙という概念が私はよくわからないのですが。

○原委員　最低限のというのは、現行制度のもとでの普通選挙がもちろん保障されています。それに加えてふるさと納税をした人というのは、別に決してお金が余っていて寄附をしたということを要件にしているわけではない。財産的な要件にしているわけではなくて、その地域に対して一定程度以上の思い入れ、強い思い入れを持っている人に参政権を与えるという仕組みだと理解すれば、普通選挙との関係はクリアできそうな気もするのです。

○赤松課長　そこはどうなのでしょう。ちゃんと議論しないといけない話で、そう単純にどうのこうのという話ではないと思います。

○八田座長　ほかにふるさと納税と切り離すと、選挙権のことはどうしようもなくなってしまって、外の人が誰でも入っていいというわけにはいかないと思うのですが、被選挙権

のほうは特に今、制限しておく理由がそんなになさそうな気がします。

○赤松課長 そこは各党各会派の御議論を踏まえた上でないと、なかなか私どもとしてそこを御議論するという話はなかなか難しいと思います。

○八田座長 あとは何かありますか。

○原委員 現時点で提案が選挙権だけになっていますが、被選挙権ということも含めて。

○八田座長 大体もともと20歳の被選挙権、あれはすごくよかったではないですか。あれはどうしてだめになってしまったのですか。

○原委員 まずあのときは地方で選挙権年齢、被選挙権年齢が決められてからにしましよーうとって、18歳選挙権は今まさに議論をしているのですけれども、待ってくださいということになっていたのです。だからあれも生きているのです。

○八田座長 その前ですね。一番最初は地方から提案がありまして、20歳の大学生が町会議員とか市会議員になれるようにしよう。しかも地元には大学はないのだから、通信制の大学に通えるようにしよう。2年ぐらい普通の大学に行った後で田舎に行って、通信制の大学で何年かかけてやる。そのかわり市議会議員にもなる。そうすると市議会には今まで考えられなかったような若い人がどんどん入ってきて、その町にもコミットしてくれるではないか。だから今だと25歳ですか。そうすると、それは大学を卒業してしばらくたっているから、そこでリスクをとるといのはなかなか難しい。だからむしろそれを下げることによって若い人を田舎に入れることができる。そういうすばらしい提案だったのです。

そのときに今、原委員がおっしゃったように、それ以上やらなかったのは、あのとき18歳年齢という議論を今やっている。その議論をやっている真っ最中にこんな新しいものをやったら議論が混乱してしまう。だからそこまで待ってくれという話ですね。しかし、今それができてしまったのだから、そちらを生かすというのがいいかもしれないですね。あれはなかなか斬新なアイデアでしたね。そんなところで、それなんかむしろこれとの組み合わせがあるかもしれません。もし市議会議員がそこに住んでいなければいけないということになったら、大学生は、最初から住所を移してからでないと実行できないことになるでしょうね。

○本間委員 要するに憲法を変えないで、ここで保障しているということですから、それを行使するか、別の選択肢があってもいい。

○赤松課長 そこは整理をしないといけないことなので。

○本間委員 メリット・デメリットみたいなことを検討するという方向はあるのではないかな。

○赤松課長 まず憲法解釈として、そもそもそれができるのかどうか、まずそこをクリアしないといけないと思います。

○八田座長 これは提案者にもう一回、問い合わせてみまして、今の形でいくのか、もう少し内容を変えて、特に被選挙権について意見があるのか問い合わせてみます。

お忙しいところどうもありがとうございました。